

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山形県新庄市若葉町5番5号
 氏 名 株式会社 柿崎工務所
 (法人にあっては名称
及び代表者の氏名)
 代表取締役 柿崎 力治郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩

許可年月日 平成24年3月13日
 許可の有効年月日 平成29年3月12日



1. 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
 （これらのうち、石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。以下余白）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし
3. 許可の条件
 なし
4. 許可の更新又は変更の状況
 平成24年3月13日許可
5. 積替え許可の有無 対 無
 市名 許可番号
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 対 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。